

2015 年 12 月 14 日

投資信託受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

基準価額の変動についてのお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、12 月 11 日の米国株式市場および外国為替市場の変動に伴い、当社の下記のファンドにおいて基準価額が大きく変動しましたのでお知らせいたします。

記

12 月 14 日の基準価額および騰落率

ファンド名	基準価額(円)	12 月 11 日比 (円)	騰落率(%)
明治安田・北米エネルギーファンド(繰上償還条項付) B コース(為替ヘッジなし)	7,496	▲496	▲6.21%

【米国株式相場および外国為替市場の動き】

12 月 11 日の米国株式相場は下落し、特にエネルギーや素材関連銘柄が下落しました。また、外国為替市場では米ドルが円に対して下落(円高)しました。

(外国株式相場)

指数	終値(12 月 11 日)	12 月 10 日比	騰落率(%)
NY ダウ工業株 30 種平均	17,265.21	▲309.54	▲1.76
S&P500 種	2,012.37	▲39.86	▲1.94
ナスダック総合	4933.47	▲111.71	▲2.21
業種別S&P500 種(エネルギー)	443.14	▲15.41	▲3.36
アレリアン MLP 指数	254.15	▲15.94	▲5.90

(外国為替市場)

通貨	仲値(12 月 14 日)	12 月 11 日比	騰落率(%)
米ドル(円)	120.80	▲1.13	▲0.93

出所：一般社団法人投資信託協会が、指定した金融機関等における対顧客相場の仲値等をもとに定めたレート

12 月 11 日の原油先物相場は、国際エネルギー機関(IEA)が発表した月報において 2016 年末まで原油の供給過剰な状況が続くとの見方が示されたことで、再度需給悪化懸念が高まったことから下落しました。これを受けて外国株式相場はエネルギーや素材関連銘柄を中心に下落しました。また、外国為替市場において米ドルは投資家のリスク回避姿勢の高まりから円に対して下落(円高)しました。

当面、変動性の大きい状況が続くことも想定されますが、引き続き市場動向等を注視してまいります。

以 上

【ご留意事項】

当資料は、投資家の皆さまがファンドの理解に資するための情報提供を目的とするものであり、投資勧誘を目的とするものではありません。

●お申込みに際しての留意事項

- ・ファンドの取得のお申込を行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- ・投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

●投資信託に係る主なリスク

- ・投資信託は値動きのある証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預貯金とは異なり投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ・投資信託はリスクを含む商品であり、運用による損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
- ・投資信託の主なリスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等があります。投資信託は、個別のファンドにより投資対象資産の種類や投資制限、投資対象国等が異なりますので、各ファンドのリスクの内容や性質はそれぞれ異なります。詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。なお、前述のリスクについては、一般的な投資信託を想定しています。

●投資信託に係る費用

お客さまには、以下の費用の合計をご負担いただきます。合計額については保有期間等により異なりますので、表示することができません。

①お申込手数料

お申込受付日またはお申込受付日の翌営業日の基準価額に対し3.24%(税込)を上限として、各販売会社が定める料率を乗じて得た金額とします。

②信託財産留保額

換金申込受付日または換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.5%の率を乗じて得た額を上限とします。

③保有期間中にファンドが負担する費用(間接的にご負担いただく費用)

- ・信託報酬 信託財産の純資産総額に対し実質的に年2.343%(税込、概算)の率を乗じて得た額を上限とします。
- ・その他費用 信託財産の監査にかかる費用(監査費用)を監査法人に支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。(その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。)

※上記に記載している費用等は、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率については、明治安田アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収する夫々の費用における最高の料率を記載しています。各ファンドの手数料等の詳細は、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

明治安田アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会